



「グローバル化と法と小樽」

小樽商科大学商学部企業法学科准教授
ビジネス創造センター総務部スタッフ

小林 友彦

1. グローバル化と法

すでに使い古された感のある「グローバル化」という現象は、読者諸賢もご存知のとおり、今日の小樽の経済と生活にますます大きな影響を及ぼすようになってきている。他方で、経営・観光・マーケティング戦略と比べて、グローバル化の中で「法律」をどのように使いこなすかについての関心は高くない。

たとえば、団体ではなく個人で、短期ではなく長期で、見物だけでなく人的交流や学問研究をも目的として小樽を訪れようとする外国人は、小樽に経済面・文化面で様々な活気をもたらしてくれる可能性がある。しかしながら、そうした試みは様々な法的制約の壁に直面している。今必要なのは、法律をいかに有利な形で利用できるか検討することである。逆に、法的保護をもっと活用すべき場面もある。たとえば、外国で「小樽」をイメージさせるブランドが商標登録されることで本場の産物の売上が落ちるとか、粗悪なコピー商品が出回ることで評判を落とすとかいった事態を予防するには、関連する法的制度を積極的に使いこなしていく姿勢が必要となる。

さらに、国際的ルールに関する基本的な理解も看過すべきでない。国際問題について、従来は政府や自治体に任せるほかないと思われがちであったが、そうとも限らない。たとえば、原発事故を理由として北海道産の産物まで輸入拒否された場合にどのように対応すべきか。ここでは当事者間の契約条件の検討と、国際ルールでどこまで許されるかという検討の両方が必要となる。また、環太平洋戦略経済連携協定(TPP)についても、農業分野に偏らずにルールの内容と影響を総合的に検討することが必要となる。

2. グローバルな知と人財の利活用

古くから国際貿易港として栄えた小樽は、国

内だけでなく諸外国から様々な人材を呼び込んできた。むしろ、「よそ者」との共存が常に円満だったわけではない。とはいえ、今日グローバル化に伴う激烈な競争環境の中で産業を振興させ地域の活力とブランド価値を維持していくには、小樽が持つ固有の力を外部からの力と相乗させていくことが不可欠となろう。

この点、弊学には幅広く重層的な知と人材が蓄積されている。まず、国内法と国際ルールを活かした戦略・政策形成を進めるには、長期的・制度的な観点からのビジョンが必要となる。弊学は道内最高水準の研究環境を有している。とりわけ、民法や商法の教員の他に国際取引法、国際法、知的財産法、国際経済法についても専任教員が在籍しており、それぞれ商社、在外公館、裁判所、中央官庁等での勤務経験を活かして高度に実践的な学術研究を進めている。むしろ個別具体的な法律問題については実務法曹に委ねるとしても、グローバル化のただなかにある小樽経済界にとって法的知見を提供する身近な存在として貢献する余地があろう。

また、多様な留学生の活力を生かす余地もまだまだ大きい。たとえば、米国、ドイツ、ロシア、中国、韓国、ベトナム等の提携大学で選抜され派遣されてきた交換留学生を毎年30名程度受け入れている短期留学プログラムがある。こうした新鮮な視点を有する意欲的な若い人財の持つ発想や意見を、インターンシップの拡大や制度化によって取り込むことが考えられる。これは個々の留学生と企業にとって有益であるのみならず、小樽経済界が外部の多様な人材を取り込みつつ発展する環境を醸成するための、最も身近な手立てだと考えられる。

このように、身近にある資源を活用しつつ新しい感性を取り入れていくことの重要性を、再確認してみたい。